



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩み事などございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

法定相続分での相続登記がされた場合における登記手続の簡略化

令和6年4月1日から相続登記の申請義務化がスタートしました。

今月号のあいわ通信では、先月号に引き続き相続登記の申請と関係が深いと思われる登記手続の改正点について、ご紹介させていただきます。当事務所では、相続登記はもちろん、遺言、遺産承継に関する相談を広く受け付けております。相続人に関するご相談をご希望の方は、遠慮なく当事務所にご相談ください。

【法定相続分での相続登記がされた場合における登記手続の簡略化】

法定相続分での相続登記(所有権移転登記)がされている場合において、以下の登記をする場合は、**所有権更正登記**を登記権利者が**単独**で申請することができるようになりました。

- ① 遺産の分割の協議又は審判若しくは調停による所有権の取得に関する登記
- ② 他の相続人の相続の放棄による所有権の取得に関する登記
- ③ 特定財産承継遺言による所有権の取得に関する登記
- ④ 相続人が受遺者である遺贈による所有権の取得に関する登記

もっとも、これらの簡略化は、法定相続分で相続登記がされている場合についてのみの特例です。

また、これらの簡略化の登記が義務付けられているわけではなく、従来の取り扱いも可能です。例えば、上記①の場合であっても、これまでどおり持分の移転登記を共同申請することも可能です。

更正登記の添付情報(添付書面)について

登記義務者の登記識別情報(権利証)は、登記権利者の単独申請であるため、不要となります。

登記義務者の印鑑証明書も不要となります。ただし、上記①の場合、登記原因証明情報として遺産分割協議書と相続人の印鑑証明書を提供する必要があるため、この点で印鑑証明書が必要となる場合があります。

登記原因証明情報としては、以下のものが必要となります。

- ①の場合:遺産分割協議書(当該遺産分割協議書に押印した権利者以外の相続人の印鑑証明書(発行後3か月以内である必要はない)、遺産分割の審判書の謄本(確定証明書付き)又は遺産分割の調停調書の謄本
- ②の場合:相続放棄申述受理証明書及び相続を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報
- ③④の場合:遺言書(家庭裁判所による検認が必要なものにあつては、当該検認の手続を経たもの)

登録免許税

更正する不動産1個につき1000円。

他の相続人に対する通知

登記権利者が単独で上記③又は④の登記申請をしたときは、登記官は、登記義務者に対し、その旨の通知を行います。なお、この通知の効力は、単なる登記義務者への情報提供と考えられています。

お客様の声を紹介します

今月号のあいわ通信では、時効援用のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

前略
此度は因縁で私共と貴社
の間で、心から感謝とお礼を申
上げたい
お礼の方が多いくらいです
どうか貴社を応援させていただきます
お願いいたします

お世話になりました。
とても親切で的確なアドバイスをいただき、
大半の債務は金額など適量な対応でしたが、
社長先生のおかげで無事時効になりました。
良心的な対応、金額面など本当にお世話になりました。
相談し良かったです。
今日は本当にありがとうございました。

債務の支払いを様々なご事情でストップしてから、数年あるいは10年以上経過してから多額の損害金を付した請求書が消費者金融や債権回収会社から送られてくる場合があります。また、請求してくる債権者はもともと貸付けを行った債権者とは限りません。債権を譲り受けたとして聞いたことのない業者からも請求がくることもあります。

このような場合、債権が時効により消滅している可能性が高いです。消滅時効援用の通知を送ることで、借金を支払う必要がなくなります。

ただし、せっかく消滅時効の期間が満了していても、借金があることを認めてしまうと(たとえば1,000円でも支払ってしまう)、進化した時効期間の計算が振り出しに戻ってしまうことがあります。その結果、消滅時効の手続をとることができなくなってしまいます。

手稲山登山

こんにちは高井です。7月も週末は天気の良い日が続いていたため、2週連続で手稲山(平和の滝コース)を登ってきました。藻岩山登山で体力もついてきたため、2年ぶりに手稲山を登ることにしました。

1週目は、小学校4年生の息子と一緒に登りましたが、ガレ場(大きな石で埋め尽くされた斜面)も息子はスイスイと登っていきました。この日は気温も高くなく、私も体力の消耗が少なく楽しく登ることができました。

翌週は、前の週の登山で思っていたよりも疲れなかったので、自信をもって手稲山登山に一人で臨みました。

しかし、この日は札幌の最高気温は34度もあり、暑さのため思うように体が動きませんでした。

手稲山は、片道約5キロのコースとなっておりますが、中間地点の布敷の滝まではなだらかな登りで、沢沿いを登っていくので気持ちが良く歩くことができます。布敷の滝からは日も当たらず鬱蒼としており、石がゴロゴロとした登山道を歩き、傾斜も急になります。暑さで体力の消耗が激しく、10歩登っては休むを繰り返し、なんとかガレ場までたどり着きました。ガレ場まで来ると視界も広がり、気持ちよい風を感じることができました。息を整えるために大きな岩の上で15分は休憩をしたと思います。

そこからは、一気にガレ場を登り、スキー場コースを通過して山頂まで登りました。山頂からは遠くには羊蹄山を見ることができました。

山頂付近のスキー場コースから札幌の街並みをのんびりと眺めていると、風が吹き抜け、とても気持ちが良かったです。汗だくになった服を着替えて、のんびりと下山しました。往復で休憩時間も入れて約6時間かかりました。息子と一緒に登ったときも往復で6時間くらいでした。コースタイムに大差がなかったことは、あまり気にしないでおきます。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。(担当: 司法書士 高井和馬)



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

